

業務用厨房施設内の配管設置状況・腐食状況の調査等の概要

一般社団法人島根県LPガス協会

令和2年7月30日（木）に福島県郡山市の飲食店において発生した大規模な爆発事故に関連し、経済産業省から全国LPガス協会を通じて依頼のあった内容は下記のとおりです。

なお、ご不明な点等ございましたら協会事務局までお問い合わせください。

記

1. 調査等の対象

業務用施設の厨房内

2. 調査等の内容

以下の（１）～（４）の順に確認作業等を行ってください。

（１）配管（消費設備側）の設置状況・腐食状況の確認

- ① 業務用施設厨房内の配管について、配管図面と設置状況が合致しているか、適切な配管材料が使用されているか、また配管が屋内の多湿部や水の影響を受けるおそれのある場所に設置されている場合は腐食防止対策が施されているか確認してください。
- ② 配管の設置状況・腐食状況については、直近の定期調査等の調査結果を「調査票」等で確認してください。
- ③ 「調査票」で確認できない場合や、「調査票」に記録はあるが確認不足の場合には、再度現地での確認をお願いします。

（２）消費設備の改善通知

- ① 上記（１）の確認の結果、消費設備が技術上の基準（液石法施行規則第44条）に適合していない場合には、消費設備の所有者又は占有者に改善通知を行ってください。ただし、既に法令に従って改善通知を行っている場合を除きます。
- ② 特に、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥があった場合には、ガスの使用を中止させ、改善等の安全対策を講じるよう通知をしてください。

(3) 島根県LPガス協会への報告

- ① 上記(1)の確認結果及び(2)の改善通知の通知状況等を、第1回目の報告として令和3年1月29日(金)までに別紙により協会事務局にご報告ください。
- ② なお、次の1)～3)に該当する場合は今回の調査は第1回目の報告をもって終了します。
 - 1) 確認の結果、全ての消費設備が基準に適合している。
 - 2) 改善通知は行ったが報告期限までに消費設備を改善した。
 - 3) 改善通知を行った結果、報告期限内に改善は終了しないが改善の見通しが立っている。(改善の見通しが立っている場合は、改善予定をご報告ください。)
- ③ 報告期限時点で改善の見通しが立たない場合は、第1回目の報告期限以降も引き続き調査を継続します。

(4) 消費設備の再調査と島根県への連絡

- ① 第1回目の報告期限までに改善の見通しが立たない消費先については、引き続き消費設備の再調査を行うなどして消費設備の所有者又は占有者に改善等の安全対策を講じるよう通知をしてください。
- ② 第1回目の報告期限時点で改善の見通しが立たない消費先については、第2回目の報告として令和3年2月26日(金)までに、その後の改善状況等について協会事務局にご報告をお願いします。

なお、第2回目の報告書は該当販売店に別途お送りいたします。
- ③ 第2回目の報告内容に基づき島根県消防総務課と今後の対応について協議します。
- ④ 最終的に、消費設備が技術上の基準(液石法施行規則第44条)に適合していない消費設備で、令和3年3月31日(水)までに消費設備の改善やガスの使用を停止するなどの保安対策が講じられない場合には、その事実を消費設備が所在する都道府県知事(島根県の場合は島根県消防総務課)に連絡することになります。
- ⑤ 連絡の方法等については該当の販売店に改めてご連絡します。

以上